

令和8年度埼玉県施策及び予算編成に向けた

要 望 書



一般社団法人 埼玉県商工会議所連合会



目 次

重点 ……重点要望

はじめに	1
要望事項	2

I. 商工会議所活動・中小企業支援・地域整備関係（総務・地域振興委員会）

1. 中小企業・小規模事業者の経営力強化

(1) 中小企業・小規模事業者に対する持続的発展支援の一層の強化について..... 2

- 重点**
- ① 円滑な価格転嫁に向けた支援とパートナーシップ構築宣言の一層の浸透
 - ② 生産性向上支援と補助制度の継続・拡充
 - ③ 資金繰りに対する支援の継続実施
 - ④ 経営革新への支援強化
 - ⑤ 事業承継への支援強化
 - ⑥ B C P（事業継続計画）の作成支援
 - ⑦ S D G s（持続可能な開発目標）への取組支援
 - ⑧ 地域強靱化への積極的な取組
 - ⑨ 地元業者の優先活用（ローカルファーストの推進）

(2) 人手不足対応について..... 4

- 重点**
- ① 人材確保に対する横断的な連携による支援体制の拡充
 - ② 人材確保・定着に向けた働き方改革への対応支援
 - ③ 小規模事業者等の魅力発信に資する支援
 - ④ 外国人労働者の活用支援
 - ⑤ 労働環境改善に向けた補助制度の創設

2. 商工会議所機能の充実・強化

(1) 小規模事業対策予算の安定的確保・経営指導員等設置基準の見直しについて..... 5

- 重点**
- 重点**
- ① 小規模事業経営支援事業費補助金の安定的・継続的確保
 - ② 設置定数見直しによる経営指導員等の定数拡充および補助単価の見直し
 - ③ 経営指導員等補助対象職員の年齢要件の緩和

(2) 小規模事業者等に対する支援体制の一層の強化について..... 6

- ① 広域指導事業の拡充
- ② 県連指導員の増員
- ③ D X推進事業の予算拡充
- ④ 中小企業診断士資格等の資格取得に対する支援

3. 県内地域の均衡ある発展

(1) 地域の活性化について..... 7

- ① 定住・交流人口対策の推進
 - ② 雇用につながる積極的な企業誘致の推進
- 重点**
- ③ 廃校跡地の地域活性化拠点としての活用促進
 - ④ 山間地域のインターネット環境整備



(2) 鉄道網・道路網の整備促進について…………… 8

《鉄道網の整備促進》

- ① 高速鉄道東京 7 号線（東京地下鉄南北線・埼玉高速鉄道線）延伸の早期実現
- ② 高速鉄道東京 8 号線（東京地下鉄有楽町線）延伸の早期実現
- ③ 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業の早期完成
- ④ J R 八高線・川越線間の直通電車の増発および複線化の早期実現
- ⑤ J R 武蔵野線の大宮直通列車の増発
- ⑥ 都市高速鉄道 1 2 号線（都営地下鉄大江戸線）延伸の早期実現
- ⑦ 人身事故撲滅のためのホームドア等安全確保対策の継続実施

《道路網の整備促進》

- ① 熊谷渋川連絡道路の早期実現
- ② 東埼玉道路の早期開通及び圏央道までの延伸
- ③ 県道 5 号さいたま菖蒲線（第二産業道路）の早期全線事業化
- ④ 新大宮上尾道路の整備促進
- ⑤ 国道 2 9 9 号線、県道 3 0 号飯能寄居線等の拡幅等整備
- ⑥ 国道 4 6 3 号線の拡幅等整備
- ⑦ 関越自動車道と西関東連絡道路（皆野寄居バイパス）の早期接続と西関東連絡道路の整備促進
- ⑧ 首都高速埼玉新都心線の東北自動車道への延伸の早期実現
- ⑨ 利根川新橋の建設促進

Ⅱ. 商業・観光振興関係（商業・観光振興委員会）

1. 活力ある地域商業・まちづくりの推進

(1) 商店街活性化とまちづくりの推進について…………… 11

重点

- ① 街の賑わい創出に対する支援の拡充
- ② 大型店・チェーン店の地域商業貢献への働きかけ

重点

- ③ スポーツチームとの連携による地域活性化支援
- ④ 街路灯や防犯カメラ設置に対する補助金の拡充及び継続実施
- ⑤ 県道の無電柱化推進

重点

- ⑥ 猛暑対策を通じた地域の魅力向上対策

(2) 小規模店舗に対する支援について…………… 12

- ① 小売業の生産性向上に対する支援の拡充
- ② キャッシュレス決済等の多様な決済システムへの対応支援

2. 魅力ある観光の振興

(1) 観光客の受入対応について…………… 13

- ① 県内観光客の増加に向けた支援の拡充
- ② オーバーツーリズムへの対応
- ③ インバウンドへの対応施策の充実
- ④ 上流河川敷の景観整備

(2) 魅力的な観光資源の開発・情報発信について…………… 14

- ① 新商品開発や販路開拓に対する支援
- ② SNS 等の総合的活用による魅力的な情報発信
- ③ 地域スポーツ資源を活用した観光コンテンツの創出



Ⅲ. 工業・技術振興関係（工業・技術振興委員会）

1. ものづくり企業の人材確保・育成に対する支援

(1) ものづくり人材の確保・育成について…………… 15

- 重点**
- ① 将来のものづくり人材育成事業の拡充
 - ② デジタル人材育成事業の拡充
 - ③ 高度人材育成のためのリスクリング支援の拡充
 - ④ 建設業の人材確保・育成
 - ⑤ 外国人労働者向け技術専門校の開設

2. 産業の活性化に対する支援

(1) 生産性向上への取組に対する支援について…………… 16

- 重点**
- ① 製造業の生産性向上に係る支援の拡充
 - ② 小規模事業者等における脱炭素化推進に向けた支援の拡充

(2) 新たな産業創出について…………… 17

- ① 新たな工業団地の造成
- ② 工業団地の事業所移転に伴う跡地への工場等の誘致

- 重点**
- ③ 工業団地への県内外からの企業誘致の推進



はじめに

埼玉県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しさを増しています。原材料・エネルギー価格の高止まりや長引く円安、深刻な人手不足、そして最低賃金の引上げなど、経営者は様々な課題に直面しており、また、猛暑や渇水など気候変動の深刻化、インフラ設備の老朽化なども企業活動の足かせとなっています。加えて世界では、ウクライナ・中東情勢に代表される地政学リスクの高まり、米国トランプ政権による関税政策など、不透明な国際情勢が経済発展の重しとなっています。

このような不安定かつ先行き不透明な状況下にあっても、中小・小規模事業者は、地域経済を支える柱として、事業再構築やDXの導入、人材の確保・育成などの構造的課題に、粘り強く取り組んでいます。また、国においては「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」が策定され、中小企業・小規模事業者の伴走支援者としての商工会議所に求められる責務と役割は、かつてなく重くなっています。

当連合会および県内16商工会議所は、こうした厳しい現場の最前線に身を置き、事業者の挑戦に真正面から向き合いながら、伴走型支援の一層の強化と、地域経済の持続的な発展に向けて、引き続き主導的な役割を果たしてまいります。

本要望書は、現場の実情を捉えた提言として、3つの専門委員会における協議および議員大会での決議を経て取りまとめたものであり、66項目から構成されています。

貴職におかれましては、本要望の重要性を格段にご認識いただき、令和8年度施策に反映賜りますよう、ここに強くお願い申し上げます。

重点要望

（商工会議所活動・中小企業支援・地域整備関係）

- 【重点1】円滑な価格転嫁に向けた支援とパートナーシップ構築宣言の一層の浸透
- 【重点2】人材確保に対する横断的な連携による支援体制の拡充
- 【重点3】小規模事業経営支援事業費補助金の安定的・継続的確保
- 【重点4】設置定数見直しによる経営指導員等の定数拡充および補助単価の見直し
- 【重点5】廃校跡地の地域活性化拠点としての活用促進

（商業・観光振興関係）

- 【重点6】街の賑わい創出に対する支援の拡充
- 【重点7】スポーツチームとの連携による地域活性化支援
- 【重点8】猛暑対策を通じた地域の魅力向上対策

（工業・技術振興関係）

- 【重点9】将来のものづくり人材育成事業の拡充
- 【重点10】製造業の生産性向上に係る支援の拡充
- 【重点11】工業団地への県内外からの企業誘致の推進

商工会議所活動・中小企業支援・地域整備関係

[総務・地域振興委員会]

重点 …重点要望

1. 中小企業・小規模事業者の経営力強化

(1) 中小企業・小規模事業者に対する持続的発展支援の一層の強化について

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者（以下「小規模事業者等」という）は、人口減少、経営者の高齢化等の我が国社会経済の構造変化に加えて、エネルギー価格を中心とした物価高への対応や賃上げ原資の確保、人手不足、さらには米国の相互関税や国際情勢の不安定化などの影響により、依然として厳しい経営環境が続いている。

そのような中、小規模事業者等の持続的な事業発展のため、商工会議所は認定支援機関として県と一体となって経営革新計画承認事業者を中心に、中小企業等の経営計画に踏み込んだ伴走型支援を実施している。

また、令和7年3月に閣議決定された小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）においても、「商工会議所は小規模事業者にとって身近で重要な存在」であり、「支援体制の強化が喫緊の課題」とされた。

については、商工会議所が実施するこれらの経営支援事業が円滑に実施できるよう、支援のさらなる充実を図られたい。

重点 ① 円滑な価格転嫁に向けた支援とパートナーシップ構築宣言の一層の浸透

小規模事業者等は大企業との価格交渉において不利な立場に置かれやすく、原材料費・労務費・エネルギーコストの上昇分を十分に転嫁できていないのが現状である。さらに、深刻な人手不足の中で労働力を確保し、持続的かつ自発的な賃上げを実現するためにも、価格転嫁による賃上げ原資の確保が急務である。また、米国の関税措置は、小規模事業者等へのしわ寄せを招き、これまで取り組んできた適正な価格転嫁の努力が後退しかねない。こうした状況を踏まえ、公正な取引環境の整備と賃上げ原資の確保に向けて、「パートナーシップ構築宣言」のさらなる普及促進と実効性の向上を強力に推進していただきたい。また、県内企業、特に発注の中心となる上場企業等の営業・調達部門に対し、同宣言の主旨を一層浸透させるべく、積極的な働きかけをお願いしたい。商工会議所としても経済団体として会員企業に周知して参りますので、引き続き登録事業者へのバックアップをお願いしたい。合わせて登録企業への補助金加算措置などの県独自のインセンティブを強化し、登録宣言の促進を図るとともに、小規模事業者等が自発的かつ持続的に賃上げできる環境の整備を進めていただきたい。

② 生産性向上支援と補助制度の継続・拡充

小規模事業者等においては、エネルギーや原材料価格の高騰、円安、国際情勢の不安定化などにより収益が圧迫される中、価格転嫁と並行して生産性の向上が必要である。このため、省力化投資をはじめとした自己変革の取組を後押しする補助制度の拡充を強く求めたい。また、エネルギー価格の高止まりや為替変動リスクへの対応として、国に対し価格安定に向けた支援の一層の強化を働き掛けていただくとともに、埼玉県においては、現在実施されている物価高騰対策の支援策を令和8年度も継続し、合わせて予算および施策の拡充を図られたい。

③ 資金繰りに対する支援の継続実施

米国による関税措置の影響等により資金繰りに不安を抱える企業も多く存在する。また、日本銀行の政策変更で「金利のある世界」に回帰した中で、厳しい経営環境が続く小規模事業者等に対する資金繰り支援策を今後とも継続的に実施されたい。

④ 経営革新への支援強化

経営革新計画承認制度の一層の普及・促進を図るため、引き続き積極的な周知に努めていただくとともに、承認企業に対するインセンティブとしての補助制度を創設していただきたい。

⑤ 事業承継への支援強化

現在、多くの小規模事業者等が事業承継のタイミングを迎えているため、そこに蓄積された価値を次世代へ引き継ぎ、円滑な世代交代が実現できるよう、さらなる支援体制の強化・拡充を図られたい。

⑥ BCP（事業継続計画）の作成支援

能登半島地震や台風などの自然災害に加え、感染症などにも対応する事業継続計画（Business Continuity Plan）策定の意義や必要性の周知に引き続き努めていただくとともに、特に非常時におけるサプライチェーンの維持確保が図られるよう、計画の普及に向け、策定企業に対するインセンティブとして奨励金の支給や民間損害保険の費用を軽減するなど策定促進を図られたい。

⑦ SDGs（持続可能な開発目標）への取組支援

小規模事業者等においては、未だSDGs（Sustainable Development Goals）の認識や取組について大企業に比べて立ち遅れているのが実情であり、普及に向け県内小規模事業者等への啓発活動とSDGs取組企業に対するインセンティブとしての奨励金を創設するなど引き続き支援の拡充を図られたい。

⑧ 地域強靱化への積極的な取組

近年、地震災害をはじめ、台風による大雨や落雷などによる自然災害が頻発している。加えて、直近では八潮市で道路の陥没事故が発生するなど、インフラの老朽化も深刻な課題として顕在化している。こうした状況を踏まえ、県におかれては、安心・安全なまちづくりを推進するため、「埼玉県地域強靱化計画」に基づく施策の一層の加速を図っていただきたい。とりわけ、インフラの計画的な整備や更新の前倒しなど、積極的かつ機動的な対応を講じられたい。

⑨ 地元業者の優先活用（ローカルファーストの推進）

地域の経済を維持、拡大していくためには、域外流出をなるべく減らし、地域でできることは地域で担う「ローカルファースト」の観点が必要である。県内の公共工事については、県内企業への優先的発注、特に金額ベースによる発注率向上に努められたい。また、年度末に集中している発注を公共工事のみならず物品発注等に対しても、年間を通じた発注により平準化が図られるよう配慮願いたい。

(2) 人手不足対応について

小規模事業者等を取り巻く雇用情勢は、経済活動回復に伴い、人手不足感が高まっており、これまで労働力不足の要因であった少子高齢化による労働人口の減少に加え、大企業の賃上げにより、小規模事業者等から大企業への人材の流出が起きている。

さらに、付加価値を高めるためにデジタル技術革新に対応できる質の高い人材の確保が最大の経営課題となってきた。

ついては、今後、経営の効率化を図ることにより経営基盤を固め、事業を継続させていくためにも、小規模事業者等の人材確保に対する支援策を拡充されたい。

重点 ① 人材確保に対する横断的な連携による支援体制の拡充

小規模事業者等の人材不足解消に向け、県が推進している「埼玉しごとセンター」等の取組を一層強化し、県内大学や高等学校との連携をさらに深めていただきたい。特に、若年層の県内定着促進に向けたインターンシップ支援やキャリア教育の拡充を通じて、地元就職に対する意識醸成に対する支援をさらに充実していただきたい。また、県が運営する「埼玉県雇用対策ポータルサイト」の利便性向上を図るとともに、企業の魅力発信や求人情報の掲載、マッチング支援、さらにはWEBを活用した合同企業説明会の開催など、関係機関が実施する人材確保支援事業を横断的に連携させ、ワンストップで利用できる支援体制の構築拡充を図られたい。

② 人材確保・定着に向けた働き方改革への対応支援

人手不足が続く中、人材確保・定着の観点から、女性、外国人材、シニアなど多様な人材の活用や、あらゆる従業員にとって、働きやすく働きがいのある職場づくりに取り組むことが求められる。しかしながら、小規模事業者等が多様で柔軟な働き方を導入するにあたっては、自社に合った仕組みの選択、複雑な導入手続き、運用管理に係る負担など課題が多い。ついては、導入から運用まで伴走型での支援の充実を図られたい。

③ 小規模事業者等の魅力発信に資する支援

小規模事業者等は、優れた技術などを有する企業であっても大企業と比較して認知度が低いため、十分な人員の確保が困難になっている。また、過度な転職誘導（転職サイト）により、経費を掛けて採用してもすぐに転職してしまう傾向にある。ついては、WEBでの企業説明を動画で作成する際の支援や県内企業を紹介するサイトの構築など、企業の魅力発信に資する支援策の拡充を図られたい。

④ 外国人労働者の活用支援

小規模事業者等では、慢性的な人手不足が深刻化しており、その対応策として外国人材の活用が一層重要となっている。埼玉県は「WORK IN SAITAMA～外国人と企業をつなぐポータルサイト～」により、情報発信を行っているが、今後はさらに実効性の高い施策が求められる。特に、外国人留学生や高度人材とのマッチング促進に加え、雇用後の定着支援が不可欠である。そのため、日本語教育や地域交流の機会提供など生活・文化両面での支援を強化されたい。また、「多文化共生社会の実現」に向け、病院や消防、公共交通などインフラの多言語対応を充実させ、外国人が安心して働ける環境整備を推進されたい。

⑤ 労働環境改善に向けた補助制度の創設

令和7年6月から建設業などで「熱中症対策」が義務化されたが、小規模事業者等では屋外に限らず、製造業や飲食業など屋内でも労働環境の整備が不十分で、従業員の安全確保や健康管理が課題である。人材不足が深刻化する中、雇用維持や定着、さらには働き方改革の観点からも労働環境の改善は急務である。ついては、空調服や換気設備など熱中症対策の設備投資に対し、簡便な手続きで活用できる補助制度（上限10万円程度）を創設されたい。あわせて、商工団体を市町村ごとの申請窓口とし、県が商工団体に対して補助金を交付する仕組みとすることで、現場に即した実効性ある支援となるよう、早期の制度設計と予算化を図られたい。

2. 商工会議所機能の充実・強化

(1) 小規模事業対策予算の安定的確保・経営指導員等設置基準の見直しについて

小規模事業者等は、脱炭素・カーボンニュートラルやDXへの対応、急速に進む少子高齢化による人手不足等、先を見通すことが困難な時代において、しっかりと経営課題を見極め、進むべき道を描いていくことが必要であり、我々商工会議所には、経営者に寄り添ってこの難しい課題に取り組む支援が強く求められている。

また、感染症のパンデミックや大規模自然災害などの非常時には、小規模事業者等からの相談対応に加え、国、県、市の各種事業の周知や対応など、多岐にわたる協力要請が求められる。

しかし、その支援を担う商工会議所の経営指導員は、123人の限られた人数で管内約8万9千社の小規模事業者等支援を担っているのが現状であり、業務が複雑化・専門化し、範囲が広がる中、人員が十分確保されているとは言い難い状況である。

重点 ① 小規模事業経営支援事業費補助金の安定的・継続的確保

小規模基本法・支援法の制定以降、経営指導員に求められる知識・支援能力は年々高まっている。産業振興を下支えし、地域活性化の担い手でもある商工会議所機能の充実を図るため、また、経営支援にしっかりと取り組むため、小規模事業経営支援事業費補助金の安定的・継続的確保を図られたい。また、商工会議所に対する地方交付税措置の拡充に合わせた予算措置を図られたい。

重点 ② 設置定数見直しによる経営指導員等の定数拡充および補助単価の見直し

平成26年の小規模事業者支援法改正以降、商工会議所の役割は大きく変化しており、事業者に寄り添う伴走型支援のさらなる充実が求められている。そのためには、慢性的な人員不足の改善が急務である。また、小規模事業者等の課題が多様化・高度化する中で、小規模事業者数と経営指導員の業務量の関係性は低下しており、現行の小規模事業者数に基づく設置基準は時勢に即していない。このままでは、地域経済の衰退を招きかねないため、現場の実態に即した設置基準への見直しと、経営指導員等補助対象職員の設置定数拡充を図られたい。さらに、事務局長設置費の要件基準の緩和などにより、商工会議所地区と商工会地区との間で補助金配分の不均衡が一部見受けられることから、その是正を図られたい。加えて、補助単価については、従来から人事委員会勧告に準じた引上げが行われているが、相談内容の多

様化に対応できる優秀な人材を確保するためには、新規採用における処遇改善が不可欠であることから、補助単価の一層の見直しを図られたい。

■小規模事業者数／経営指導員数：1人当り事業者数

- ・商工会議所（89,222 事業者／123 人：725 者）
- ・商工会（64,153 事業者／150 人：428 者）

※小規模事業者数は令和3年経済センサスによる

■補助対象事務局長数

- ・商工会議所（6名/16単会）・商工会（51名/52単会）

③ 経営指導員等補助対象職員の年齢要件の緩和

現在、補助対象職員のうち60歳以上の再任用職員は補助単価が引下げられるが、小規模事業者等の人手不足が強まる中、同様に経営指導員の人手不足も深刻化しており、60歳以上の補助対象職員においても、年齢や性別に関わらず、一定の成果が求められているのが実情である。こうした中、近年は人材確保の困難化や人件費の上昇も顕著であるため、60歳を超える有能な人材の確保・活用は、現場にとって重要な課題となっている。ついては、60歳以上の豊富な経験やノウハウを有する経営指導員が、経験の浅い経営指導員の指導・育成を含め、引き続き活躍できるよう、補助単価を通常の経営指導員と同等にするなど、年齢要件の緩和を図られたい。

(2) 小規模事業者等に対する支援体制の一層の強化について

小規模事業者等が直面する経営課題は、近年ますます複雑かつ多様化しており、特に、急速な経営環境の変化や物価高騰、人手不足、デジタル化の進展などにより、従来型の支援手法では対応が難しくなっている。

こうした状況のもとでは、一時的・断片的な助言では持続的な成長につなげることが困難であり、事業者の実情に応じて中長期的に寄り添いながら支援を行う「伴走型支援」の重要性が一層高まっている。この伴走支援の担い手として商工会議所の経営指導員等が地域密着の立場からきめ細やかな支援を継続的に行うことにより、事業者の課題解決や経営基盤の強化に大きく寄与している。

ついては、商工会議所がこうした伴走型支援を今後さらに充実・強化できるよう、関係施策の一層の拡充を図られたい。

① 広域指導事業の拡充

経営指導員のマンパワーが不足する中、広域指導員は、県内全域の経営支援体制の底上げを図るため、限られたリソースで質の高い支援を効率的に提供している。加えて、高度な支援人材の育成を行っており、全国でも我が県の広域指導事業が先進事例として注目されている。しかしながら、補助単価は通常の経営指導員とほぼ同等に留まっているため、経営指導員を指導する立場の高度な職員の常勤雇用に見合う人件費単価の大幅な増額、或いは手当等の創設を図られたい。合わせて、広域指導員が活動するに際して、事務・管理を担う者も必要不可欠であり、その事務費や管理する職員の予算措置を図られたい。

② 県連指導員の増員

小規模事業者等に対する支援内容の複雑化・高度化等に伴い経営指導員が慢性的に不足する状況にある。ついては、連合会により、県内各商工会議所の支援能力を補完できる体制を構築する必要があるため、現在2名である県連指導員の増員を図りたい。

■単会数／県連指導員数：1人当りの単会数

- ・商工会議所（16単会／県連指導員 2人：8単会）
- ・商工会（52単会／県連指導員 16人：3.25単会）

③ DX推進事業の予算拡充

小規模事業者等の生産性向上を図るため、業務プロセスの再構築の検討に当たって、現在当連合会に設置されているDX推進員の活用が有効であるが、予算の関係上、稼働日が制約されてしまうため、推進員がさらに相談対応できるよう予算の拡充を図りたい。

④ 中小企業診断士資格等の資格取得に対する支援

経営指導員のスキルアップを図るためには、中小企業診断士の資格取得が有効であり、当該資格取得を推進していくため、資格取得に対する助成制度及び資格取得者に対する手当や更新に係る助成制度の創設を図りたい。

3. 県内地域の均衡ある発展

(1) 地域の活性化について

本県は東京都に隣接する県南地域や東部地域を中心に人口や産業の集積が進み、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の利便性が評価され、沿線地域に対する産業適地としての立地ニーズは一層の高まりを見せている。

しかし、圏央道以北の地域では、事業所数や人口が減少に転じるなど地域間格差が広がりつつある状況である。

ついては、県内各地域が均衡ある発展を遂げるため、魅力ある雇用を提供して若年世代の地域外の流出を抑え転入定着を促進するなど、地域振興策をなお一層積極的に展開されたい。

① 定住・交流人口対策の推進

埼玉県は、今後は全国で最も早いペースで後期高齢者人口が増加し、生産年齢人口の急激な減少が見込まれている。今後の経済や文化活動を維持していくためには、新たな担い手の確保が喫緊の課題である。ついては、リモートワーク拠点としても優位性を持つ埼玉県の魅力を全国に向けて発信し、移住・交流人口の拡大に向けた取組を今後ともより一層推進されたい。

② 雇用につながる積極的な企業誘致の推進

事業所数や人口など県内でも地域間格差が広がりつつある。ついては、新たな雇用の創出により、特に人口減少が進む県北地域からの県外への労働人口の流出を抑

えるとともに転入定着を促進するため、積極的な企業誘致を今後とも継続的に推進されたい。その際の優遇策については、他都道府県を参考に地域に合った優遇策の拡充を図られたい。

重点 ③ 廃校跡地の地域活性化拠点としての活用促進

少子化や都市部への人口流出により、県立高校の統廃合が進んだ結果、廃校となる事例が増加している。こうした廃校施設は、広大な校舎や校庭が長期間放置されることもあり、地域住民にとっては景観の悪化や、防災・防犯上の不安要素となっている。一方で、これらの施設はその規模や立地を活かして、地域産業と連携した教育・研修施設、スタートアップ支援拠点、さらには地域の防災・交流拠点など、地域振興や人材育成に資する場として活用できる可能性を有している。とりわけ、高等専門学校（高専）としての活用は有効である。埼玉県には現在、高専が存在せず、県内での技術人材の育成機会が限られている。廃校を活用した高専の設置により、地元産業と連携した実践的な教育を通じて、若者の地元定着や地域経済の活性化が期待される。については、教育委員会と連携し、単なる空き施設の再利用にとどまらず、高専の設置を含む人材育成拠点の整備や地域の魅力向上や雇用創出、若者の地元定着といった観点から、持続可能な地域社会の形成にもつなげられるよう、行政主導に加え、民間や地域団体の柔軟な提案を取り入れ、早急な対応を図られたい。

④ 山間地域のインターネット環境整備

埼玉県では、公共工事等において書類業務や現場対応のDX化を積極的に推進され、業務効率の向上に大きな成果を上げている。しかしながら、山間地域においてはインターネット環境（通信インフラ）が未整備のため、遠隔臨場や遠隔検査といった技術の活用を望む事業者であっても、依然として従来のアナログ対応を余儀なくされているのが実情である。また、山間地域では、土砂災害や路面崩落などの自然災害が発生しており、防災・減災の観点からも通信インフラの整備は喫緊の課題となっている。については、DX推進に留まらず、防災力や災害対応力の強化の観点からも、山間地域におけるインターネット環境（通信インフラ）の整備を強力に推進されたい。

(2) 鉄道網・道路網の整備促進について

本県の交通利便の優位性を生かした産業立地をさらに進め、県内各地域が均衡ある発展を遂げるため、北部や南部地域などへのアクセス向上を目的とする鉄道網や道路網の整備促進について、国や運営事業者に対する働きかけをお願いしたい。

《鉄道網の整備促進》

① 高速鉄道東京7号線（東京地下鉄南北線・埼玉高速鉄道線）延伸の早期実現

鉄道事業者への事業実施要請については、さいたま市と連携の上、令和7年度内において確実に実行いただくとともに、早期の認定申請に向け、鉄道事業者とも連携し、速達性向上計画の作成・内容の精査をはじめ、今後のスケジュールの明確化に取り組んでいただきたい。また併せて、延伸実現に伴う建設費等の大きな負担を見据え、県においても新たに延伸基金を創設し、基金の継続的な積み増しを行い、実現に向けた環境整備に取り組んでいただきたい。

② 高速鉄道東京 8 号線（東京地下鉄有楽町線）延伸の早期実現

速やかに事業化するとともに、野田市から茨城県西南部方面への延伸についても、交通政策審議会の次期答申に位置付けられるよう図られたい。

③ 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業の早期完成

中心市街地を鉄道が分断し、地区の円滑な交通を阻害しており、東部地域の広域的発展に資するため、春日部駅付近の連続立体交差事業の早期完成をお願いしたい。

④ J R 八高線・川越線間の直通電車の増発および複線化の早期実現

県内の東西地域間の交通事情について、自動車道に関しては外環道、圏央道が開通し大きく改善されたが、鉄道網については改善が見られない。さいたま、川越、飯能、秩父といった県内観光地間の移動を容易にするため、直通電車の増発、並びに複線化の早期実現を図られたい。

⑤ J R 武蔵野線の大宮直通列車の増発

武蔵野線は、埼玉県内では数少ない県内を横断する重要な路線であり、乗り換え回数を減らしさらなる利便性の向上を図るため、大宮直通列車（むさしの号・しもうさ号）の増発を検討されたい。

⑥ 都市高速鉄道 1 2 号線（都営地下鉄大江戸線）延伸の早期実現

ところざわサクラタウンの来訪者増加等に伴い、より多くの需要を生み出すため、地下鉄 1 2 号線の練馬区光が丘から東所沢駅への延伸の早期実現を図られたい。

⑦ 人身事故撲滅のためのホームドア等安全確保対策の継続実施

現在一部の駅に導入されてきているが、人身事故撲滅のため、県内各駅のホームに「ホームドア」や「可動式ホーム柵」を設置し、安全確保をさらに進められたい。

《道路網の整備促進》**① 熊谷渋川連絡道路の早期実現**

熊谷渋川連絡道路（埼玉県鴻巣市～群馬県渋川市）について、群馬県側は整備が進んでいるものの、埼玉県側は進んでいないため、北側から整備を行うなどにより早期の実現を図られたい。なお、先行して特に現在渋滞の激しい熊谷パイパス（鴻巣市箕田～熊谷市玉井）部分を整備し、柿沼肥塚立体を起点として上之南交差点までの区間についての連続立体化の早期整備を図られたい。

② 東埼玉道路の早期開通および圏央道までの延伸

県東南部地域の地域発展を推進するため、東埼玉道路の整備を推進し、更なる事業予算の集中投下による自動車専用部の事業着手と一般部の開通および首都圏中央連絡自動車道までの延伸の早期実現を図られたい。

③ 県道 5 号さいたま菖蒲線（第二産業道路）の早期全線事業化

県道 5 号さいたま菖蒲線（第二産業道路）について、県道 1 2 号川越栗橋線に至

る未整備部分の早期全線事業化を図られたい。

④ 新大宮上尾道路の整備促進

国道17号の自動車専用道路部分である新大宮上尾道路（与野インターチェンジ～上尾南インターチェンジ）は、国道17号新大宮バイパスで発生している慢性的な渋滞の解消、また周辺道路の混雑解消に効果を発揮するものと期待されていることから、事業化された区間の早期開通・供用化を図られたい。さらに、上尾南インターチェンジから圏央道・桶川北本インターチェンジまでの早期事業化を図られたい。

⑤ 国道299号線、県道30号飯能寄居線等の拡幅等整備

慢性的な交通渋滞の緩和や緊急輸送道路としてアクセスの向上を図るため、首都圏中央連絡自動車道狭山日高ICから国道299号線、県道30号飯能寄居線、そのほかの連結道の拡幅等整備を図られたい。

⑥ 国道463号線の拡幅等整備

ところざわサクラタウンの来訪者増加等に伴い、さらなる交通量の増加が見込まれるため、国道463号線の拡幅等整備を図られたい。

⑦ 関越自動車道と西関東連絡道路（皆野寄居バイパス）の早期接続と西関東連絡道路の整備促進

周辺道路の渋滞解消のため、関越自動車道と皆野寄居バイパスを早期に接続し、また周辺道路の整備促進を図られたい。また、西関東連絡道路は広く北関東と甲信・東海地方の人や物の交流を促進し、経済・観光等の活性化を目指す広域的な幹線道路であることから、より一層の早期整備（早期実現）を図られたい。

⑧ 首都高速埼玉新都心線の東北自動車道への延伸の早期実現

首都高速埼玉新都心線の東北自動車道への延伸は、周辺地域の渋滞解消や企業誘致、人口の増加、観光面での利便性の向上に資するなど、埼玉県にとって様々なメリットがある。一般道からも利用可能なハイウェイオアシスの新設など周辺地域の活性化も視野に入れた延伸計画策定と早期実現を図られたい。

⑨ 利根川新橋の建設促進

国道407号（刀水橋）は、周辺の工業団地や住宅団地開発の増加により、慢性的な交通渋滞が起きているため、県北部地域の生活環境の悪化や産業活動に支障をきたさぬよう、刀水橋と新利根大堰間に埼玉県北部地域と群馬県東毛地域を結ぶ新橋整備の早期実現を図られたい。

商業・観光振興関係

[商業・観光振興委員会]

1. 活力ある地域商業・まちづくりの推進

(1) 商店街活性化とまちづくりの推進について

商店街は、地域住民などにとって身近な商品・サービスを提供するだけでなく、街の賑わいや防災・防犯などの地域の安心・安全を創り出し、地域住民の生活に潤いと豊かさを提供するコミュニティの核として、まちづくりに欠かせない存在である。

しかしながら、商店街を取り巻く状況は、消費者ニーズの多様化をはじめ、大型店・チェーン店の郊外への出店やネットショップの台頭などによる若い世代・子育て世代の来訪機会の減少により、地元商業者の疲弊は著しい。

については、個店や商店街の魅力を再構築することにより、地域経済の活性化が推進できるよう支援を図られたい。

重点 ① 街の賑わい創出に対する支援の拡充

商店街はこれまで、祭りやイベントなどを通じて地域の賑わいをもたらし、地域コミュニティの中心的な役割を担ってきた。しかし近年では、少子高齢化の進行やマンション等への新たな住人の流入に伴い、地域コミュニティの形が変化しており、祭りや花火大会などの開催についても、担い手の減少、経費の高騰、安全管理に対する責任の増大により継続が困難な状況になりつつある。一方でこうした地域イベントは、世代や立場の異なる新旧住民の交流を促し地域に対する愛着や一体感を育むとともに、郊外や他地域からの集客を通じた経済波及効果も見込まれる重要な取組である。については、従来型のイベントに加え、地域の特色を活かしたスポーツイベントの開催や国内外の大会誘致、地域産業・文化資源と融合した新たなコンテンツの創出・展開により商店街の新たな魅力向上、機能の再構築が図れるよう支援策を拡充されたい。

② 大型店・チェーン店の地域商業貢献への働きかけ

「大型店・チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」では、大型店等が地域商業・まちづくりに貢献するよう明文化されているが、近年では、商工団体からの退会や会費の減額などの動きが多く見受けられる。地域の文化伝統や安心・安全の維持は、多くの地元商店や企業の協力負担により支えられている。については、県が制定したガイドラインに則り、大型店・チェーン店の本部、本店に対して商工会議所や商店街等が実施する地域商業貢献の取組に、地域の一員として参加していただけるよう、一層の働きかけをお願いしたい。

重点 ③ スポーツチームとの連携による地域活性化支援

現在、埼玉県内には野球・サッカー・ラグビー・バレーボール・バスケットボールなど複数のプロスポーツチームが本拠地を置いている。これら本拠地の近隣商店街は街ぐるみでチームを応援する機運を高めようと、チームロゴ入りのフラッグやポスター・看板など様々なグッズを制作し店頭や街路灯に掲げるなどの取組を実施

している。ついては、地域を活性化するため、商店街でチーム応援の機運醸成や、街の賑わい創出に資する事業に対する補助制度を拡充していただきたい。

④ 街路灯や防犯カメラ設置に対する補助金の拡充及び継続実施

商店街においては安全・安心の商店街づくりのみでなく、広くその商店街の属する地域の安全・安心も求められている。このような環境下、商店街への街路灯や防犯カメラの設置は地域全体に対する犯罪抑止力として有効である。また、映像の解析・分析等が優れたAI防犯カメラにすることにより、通行量調査のほか年代や性別も計測でき、イベントなどの集客効果を測ることができる。そこで、それらの設置や設備の更新、電気代などの運営に係る費用について、商店街単独では限度があるため、補助事業の継続・総予算及び補助率の引上げを図られたい。

⑤ 県道の無電柱化推進

景観向上や通行者の安全確保、商店街の賑わい創出を目的とし、また、災害時等の電柱倒壊による緊急車両の通行支障を防ぐため、安全で円滑な交通の確保が喫緊の課題となっている。ついては、「埼玉県無電柱化推進計画」に基づき、市街地（特に中心市街地）を走る県道の無電柱化を今後とも計画的かつ迅速に推進されたい。

重点 ⑥ 猛暑対策を通じた地域の魅力向上対策

埼玉県は関東平野の内陸部に位置し、都市部のヒートアイランド現象の影響により、夏季には全国でも高温となる地域である。この厳しい暑さのため、商業エリアや観光地では来街者が著しく減少し、地域経済や観光関連事業に深刻な影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、地域のにぎわい創出や商機の拡大、観光地の魅力向上を図るため、熱中症対策を強化し「夏の魅力づくり」を戦略的に推進することが必要である。ついては、事業者や観光事業者が実施する暑さ緩和設備（日除けテントやミスト装置等）の導入費用補助に加え、猛暑時でも集客が可能な朝夕のイベントや夜間観光コンテンツ（ナイトミュージアム、妖怪ツアー、ナイトバザール、歴史的建造物のライトアップ等）の開発支援などを通して、県全体で熱中症対策強化と夏季の商業・観光振興に向けた積極的な支援を図られたい。

(2) 小規模店舗に対する支援について

人手不足に伴う防衛的な賃上げ、エネルギー価格を含めた物価上昇など、小売店の経営環境は未だに厳しい状況が続いている。

ついては、人手不足に対応する小規模店舗のDX化への対応、販路の拡大等に対する支援を今後とも継続的に実施されたい。

① 小売業の生産性向上に対する支援の拡充

小売業は、人手を要する業務が多く、また営業時間も長いため、人手不足や長時間労働が大きな課題となっている。これらの課題を解決するためには、徹底した省力化・省人化が不可欠であり、人件費が高騰する中では、接客の質を維持・向上させつつ、主にバックヤード業務の効率化を重点的に進めることが求められる。ついては、令和6年度から実施されている、省力化に資する機器やITツール等の導入経費に対する補助について、令和8年度以降も継続して実施されたい。

② キャッシュレス決済等の多様な決済システムへの対応支援

キャッシュレス決済事業者やクレジットカード決済会社の手数料は小規模店舗にとっては大きな負担であり、キャッシュレス決済を導入できない主な理由となっている。ついては、恒久的な決済手数料引下げに結び付く支援を実施されたい。また、キャッシュレス化に対応できていない小規模事業者等も多いため、現金取扱のコストやリスクなどのデメリットとキャッシュレスによるスピーディーな決済や日々の集計・現金管理業務の効率化などのメリットについて情報を発信していただき、キャッシュレス決済導入に向けた一層の働きかけをお願いしたい。

2. 魅力ある観光の振興

(1) 観光客の受入対応について

観光は、力強い経済を取り戻すための重要な成長分野であり、特にインバウンド需要は人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の持続的発展に不可欠な要素である。

訪日外国人客の急増により、インバウンド需要はさらなる拡大が見込まれ、県経済への寄与が期待される一方、オーバーツーリズムも課題であり、地域間の広域的な連携により回遊性を向上させ、需要をいかに地域全体へ波及させ、消費を拡大できるかが喫緊の課題である。

ついては、効果的な情報発信に加え、感染症流行や熱中症など、緊急時を想定した安全対策や受入体制を整備し、滞在時間の延長による外国人観光客の県内消費拡大につなげるため、長期的視点で計画的に施策を推進されたい。

① 県内観光客の増加に向けた支援の拡充

インバウンドを中心とした観光需要の急回復や若者による SNS を活用した観光情報の拡散、地方分散型観光の推進など、観光を取り巻くトレンドが大きく変化している。こうした中、持続可能な観光の実現に向けて、混雑緩和、夜間経済（ナイトタイムエコノミー）の活性化、多言語対応の強化、デジタルマーケティングを活用した情報発信力の強化が求められている。また、県内地域の特色を活かした観光資源を有機的に結びつけ、観光客が複数の観光地・都市を回遊することにより、滞在時間や消費額の増加、地域全体の活性化につなげていく必要がある。ついては、これらの課題に対応するため、県としての広域連携による観光プロモーションの強化、交通・案内インフラの整備、地域人材の育成や観光 DX の推進に対する支援を拡充されたい。

② オーバーツーリズムへの対応

観光地への一極集中によるオーバーツーリズムにより交通問題（渋滞、安全確保）が発生し、インバウンド対応人材の不足も課題となっている。観光需要の取りこぼしを防ぐためにも、人手不足やオーバーツーリズムの問題に対応願いたい。

③ インバウンドへの対応施策の充実

2025年の訪日外国人旅行者数は4,200万人と予測され、コロナ前を上回り過去最高の訪日者数が見込まれている。そのため観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、快適に旅行を満喫できる環境整備を図る必要がある。ついて

は、観光施設や交通機関の案内表示、飲食店や小売店等のメニュー表示等における多言語対応、無料 Wi-Fi サービスの整備、外国人向けのキャッシュレス決済設備の導入、災害など非常時における多言語対応の強化等に対する支援等、対応策の更なる充実を図られたい。また、これらについては、機器更新時の支援も含め、安全・安心な旅行環境整備の取組を継続的に実施されたい。

④ 上流河川敷の景観整備

近年、集中豪雨や線状降水帯の頻発により、土砂流出や倒木による河道閉塞のリスクが高まっている。特に山間部の上流域では、河川敷の整備が不十分で、雑草や樹木が繁茂し、観光資源としての魅力を損なうだけでなく、安全確保や防災の面でも大きな課題となっている。さらに、上流での流れの滞りは、中・下流域の氾濫リスクにもつながる。国は「流域治水」を推進しており、県としてもこれと連携し、上流域を含む河川敷の計画的・継続的な整備を進める必要がある。ついては、防災機能の確保と景観保全、地域の安心・安全の観点からも、県が積極的に整備を推進するとともに、国に対し財政的・技術的支援を要請されたい。

(2) 魅力的な観光資源の開発・情報発信について

観光産業の振興を図るためには、旅行者にとって魅力的と感じられる新たな価値を磨き上げ、旅行者に提供していくことが重要である。

ついては、本県を国内外に向けて積極的に売り込んでいくため、関心を強く引き付ける魅力的な観光資源を開発し、それらを積極的に発信していただきたい。

① 新商品開発や販路開拓に対する支援

地域ブランドの新商品開発や販路開拓には多くの資金が必要であり、経費の一部について既に助成制度はあるものの十分な状況にはない。今後も、地域の魅力を最大限に発信し「稼ぐ力」を引き出すための認定制度の実施や補助制度の創設などの支援強化を図られたい。また、認定品などの販路拡大に結び付くよう、さらなる P R に努めていただきたい。

② SNS等の総合的活用による魅力的な情報発信

外国人旅行者を含めた国内外からの観光客を増加させるため、2027年に開催される横浜国際園芸博覧会等の重要イベント等と連携した誘客促進は有効であると考えられる。ついては、県ホームページをさらに充実させ、SNS・各種メディア等を総合的に活用し、魅力的な情報発信に引き続き積極的に努められたい。

③ 地域スポーツ資源を活用した観光コンテンツの創出

スポーツと旅行・観光を掛け合わせた「スポーツツーリズム」等を通じ、本県の特色を生かした国内外から選ばれる優良コンテンツを創出していただきたい。また、交流人口の拡大による地方創生・まちづくりを推進するため、各市での取組をモデル的に支援するほか、地域スポーツコミッションの育成、取組に対する支援を実施していただきたい。

工業・技術振興関係

[工業・技術振興委員会]

1. ものづくり企業の人材確保・育成に対する支援

(1) ものづくり人材の確保・育成について

近年の「ものづくり企業」では、従業員の高齢化や若者のものづくり離れの進行、生産拠点の海外移転の影響などから、技術・技能を継承するための若手技術者の育成・指導者の確保が喫緊の課題となっている。

については、小規模事業者等の経営基盤を固め、技術力を継承させていくためにも、人材育成に対する支援策を拡充されたい。

重点 ① 将来のものづくり人材育成事業の拡充

近年、日常生活において製造業や建設業に直接触れる機会が減少していることから、若年層のものづくりに対する興味や関心が年々希薄になっており、この傾向は将来的な製造業や建設業の担い手不足をさらに深刻化させる要因となっている。特に、県内の中小製造業では、高度な技能や専門的な知識を要する業務が多い一方で、若年層の人材確保が難航し、熟練技術者の引退によって技術の継承が困難になるなど、産業基盤そのものが揺らぎつつある。このような状況を打開するためには、若年層が幼少期からものづくりに親しみ、その意義や魅力を実感できる機会を地域全体で創出し、製造業への関心と将来的な就業意欲を育む取組が不可欠である。については、子ども達が実際に製造や建設現場を体験したり、創造的なものづくりの面白さに触れたりできるようなイベントや学習コンテンツを一体的に紹介するWEBサイトの構築や、こうしたイベントの補助、学校や地域と連携した出前講座、企業訪問の拡充など、次世代のものづくり人材の育成につながる取組を一層強化されたい。

② デジタル人材育成事業の拡充

小規模事業者等は、新たなデジタル人材の採用は困難であり、継続的にITを活用して社内の生産性向上を実現するためには、社内のIT人材育成が急務である。そこで、オーダーメイド型DX推進支援事業をさらに充実させるなど、従業員のITリテラシーを向上させ、社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援の拡充を図られたい。

③ 高度人材育成のためのリスキリング支援の拡充

製造業や建設業では、専門資格や技術が求められる場面が多く、人手不足への対応策として「リスキリング・学び直し」が有効とされるが、現場では情報不足などにより事業者の自助努力で取り組むには限界がある。については、「埼玉県企業人材リスキリング・求人支援ポータルサイト」に、産業技術総合センターやポリテクセンター埼玉などの情報を充実させ、サイトの利便性向上を図られたい。また、令和7年度から技能検定3級の受検手数料に対する県独自の補助制度が開始され、受検者も増えていることを踏まえ、ものづくり企業の従業員が多く受検する2級についても補助対象とし、技能継承と人材育成を一層後押しいただきたく、制度の拡充を

図られたい。

④ 建設業の人材確保・育成

少子高齢化の進行に伴い、建設業における人材確保・育成、特に若年者の確保は年々厳しさを増し、将来的には深刻な人材不足に陥ることが強く懸念されている。建設業は、地域の生活や産業を支えるインフラ整備や災害復旧など、地域社会に不可欠な産業であることから、小・中・高等学校の教育プログラム等を通じ、その役割や魅力を積極的に発信し、志望者の増加につなげていただきたい。あわせて、特に中小事業者の人材確保が強化されるよう、国などの関係機関に対して、引き続き強く働きかけを行われたい。

⑤ 外国人労働者向け技術専門校の開設

近年、建設業や製造業をはじめとする多くの産業分野において、深刻な人材不足が大きな課題となっており、その対応策として、外国人労働力は地域産業を支える上で不可欠な存在となっている。こうした中、外国人が地域や産業現場で即戦力として活躍できるよう、短期間で実践的な技術や知識を習得できる外国人向けの技術専門校を開設されたい。その際には、近年増加している公立高校の廃校施設等を有効に活用することで、施設整備費の抑制を図るとともに、地域資源の活用や地域活性化にもつげていただきたい。また、企業や受入団体にとっては、実習生に対する技術研修の費用負担が大きな課題となっており、こうした研修費に対する補助制度の創設・拡充についても、併せて検討されたい。

2. 産業の活性化に対する支援

(1) 生産性向上への取組に対する支援について

人口減少による需要縮小、労働力不足、脱炭素化やDXへの対応など小規模事業者等を取り巻く環境は、大きな構造的変化を迎えている。

ついては、地域の経済・雇用を支える小規模事業者等が生産性の向上に取り組み、持続可能な産業への戦略的な構造転換が図れるよう、支援のさらなる拡充を図られたい。

重点 ① 製造業の生産性向上に係る支援の拡充

IOTやAIなどのIT利活用は、生産性向上や業務の省力化、さらには人手不足の解消と賃上げ原資確保を実現するための有効な手段として、ますます期待が高まっている。しかしながら、小規模事業者等においては大企業と比べて人材・資金・ノウハウといった経営資源が限られており、デジタル化や自動化を進めるための環境整備に十分対応出来ていないのが実情である。ついては、こうした小規模事業者等が生産性向上や省力化、人手不足への対応と賃上げの実現を同時に図ることが推進できるよう、IOTやAI等のデジタル技術や省力化機械、ロボット等の導入、さらには社内におけるデジタル人材の育成に向けた支援を一層強化していただきたい。併せて県が実施する「中小企業人手不足対応支援事業補助金」についても、少額投資であっても成果が期待できる取組をより柔軟に支援できるよう、要件の緩和や申請手続きの簡素化などにより使いやすさの向上を図るとともに、令和8年度以降も継続して実施されたい。

② 小規模事業者等における脱炭素化推進に向けた支援の拡充

脱炭素化への対応は大企業のみならず、サプライチェーンを構成する小規模事業者等にとっても不可欠な課題である。カーボンニュートラルを成長の機会と捉え、ビジネスモデルの見直しや事業再構築につなげる取組が重要である。ついては、小規模事業者が脱炭素化のメリットや社会的重要性を理解できるよう、普及啓発を一層推進するとともに、「CO₂排出削減設備導入補助金」などについて要件緩和や予算拡充を行い、令和8年度以降も継続的に実施されたい。併せて、設備導入支援のみならず、排出量測定や算定費用、コンサルティング等のソフト面への支援も充実させ、実効性ある対応が出来るよう、支援の拡充を図られたい。また、環境政策に関する各種補助制度の積極的な周知を行うほか、補助対象や対象経費の拡大など、制度の柔軟化・利便性の向上を図っていただきたい。

(2) 新たな産業創出について

埼玉県では、これまで産業基盤づくりに積極的に取り組んできており、新たに創出された産業用地では順調に企業立地が進んでいるが、進出ニーズに対して産業用地は未だに不足している状況にある。

ついては、埼玉県の稼ぐ力を生み出す産業基盤づくりの推進に向けて、今後とも積極的に新たな産業創出に取り組んでいただきたい。

① 新たな工業団地の造成

県外企業の誘致および県内事業所の流出防止や生産拠点の国内回帰を図る企業に向けて、閉鎖工場の跡地活用、市街化調整区域や農地転用など都市計画制度の柔軟な運用により「埼玉県が主導する工業団地の造成」に取り組んでいただきたい。なお、造成の際には、近年では工業団地を造成しても大手物流企業等が区画を確保するケースが多く見受けられ、小規模事業者等には手が出ない状況であるため、小規模事業者等に限定した小規模区割りの新たな工業団地（1,000㎡～3,000㎡以下の小規模区割り）の造成を図られたい。また、高度化事業（集団化事業）を活用して開発する場合、償還期間終了後により魅力的な工業団地を求めて県外移転することが多く見受けられることから、開発目的を明確化してから、造成・企業誘致・支援・支援継続の一貫体制を見据えた開発を図られたい。

② 工業団地の事業所移転に伴う跡地への工場等の誘致

工業団地内の工場移転に伴う跡地利用について、近年、物流倉庫の建設が非常に多く見受けられるが、製造業と比較すると進出の規模に見合った雇用の創出に繋がらない場合が多い。ついては、工業団地から移転した跡地に新たな企業を誘致する際は、成長が期待される有望企業への積極的なアプローチなどにより、雇用の創出や税収、地域の消費に結びつくような事業所を引き続き誘致していただきたい。

重点 ③ 工業団地への県内外からの企業誘致の推進

県外からの企業誘致において、埼玉県は首都圏の他都県と比較して優遇制度の面で劣後しており、交通アクセスの利便性やインフラ整備のみでは十分な優位性を発揮できない状況にある。特に既存の工業団地への誘致においては、移転企業が事業



協同組合の組合員でない場合、高度化事業（集団化事業）を活用できず、資金調達面で大きなハードルとなっている。代替措置として位置づけられている産業立地貸付制度についても、集団化事業と比べ金利負担が重く、移転企業にとって十分なインセンティブとはなりにくいのが実情である。ついては、県内外からの企業誘致を推進するため、産業立地貸付に対する利子補給の拡充をはじめ、移転企業のニーズを的確に捉えた柔軟かつ精緻な融資制度の設計を図られたい。また、集団化事業の対象外となる企業に対しては、事業税・不動産取得税の減免といった税制面での優遇措置や、産業クラスター形成を見据えたきめ細やかな助成制度の創設を図られたい。



神奈川県



福井県



島根県



全国
(おまとめサイト)